

アスベストに関する実態把握及びその対応（予定）について

施設名	内 容	関係課																																																																																																																		
県 有 施 設	<p>県営住宅、病院、県立学校、警察などを含む全ての県有施設（1,123施設）を調査した結果、下表のとおり21施設についてアスベストの使用を確認した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">施設名称</th> <th style="width: 15%;">所在市町</th> <th style="width: 15%;">使用箇所</th> <th style="width: 15%;">大気環境測定(本)</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">ア ス ベ ス ト</td> <td>三番町ビル</td> <td>松山市</td> <td>機械室</td> <td>1.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今治地方局</td> <td>今治市</td> <td>冷房機械室</td> <td>12</td> <td>閉鎖中</td> </tr> <tr> <td>愛南土木事務所</td> <td>愛南町</td> <td>機械室</td> <td>0.3未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12" style="text-align: center;">ロ ッ ク ウ ー ル</td> <td>愛媛整肢療護園</td> <td>松山市</td> <td>ボイラー室</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康増進センター</td> <td>松山市</td> <td>電気室</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南レクブール</td> <td>愛南町</td> <td>機械室</td> <td>0.3未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森松団地</td> <td>松山市</td> <td>機械室</td> <td>0.2未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中須賀団地</td> <td>松山市</td> <td>給水塔</td> <td>0.2未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育文化会館</td> <td>松山市</td> <td>機械室</td> <td>0.79</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松山聾学校</td> <td>松山市</td> <td>機械室</td> <td>-</td> <td>閉鎖中</td> </tr> <tr> <td>中央病院</td> <td>松山市</td> <td>機械室・電気室</td> <td>0.00~ 0.23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新居浜病院</td> <td>新居浜市</td> <td>機械室</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>松山市</td> <td>機械室</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西条西警察署</td> <td>西条市</td> <td>機械室・電気室</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">そ の 他 吹 付</td> <td>国立公園須の川</td> <td>愛南町</td> <td>休憩所</td> <td>1.0</td> <td>閉鎖中</td> </tr> <tr> <td>本庁第一別館</td> <td>松山市</td> <td>地階駐車場</td> <td>0.5未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本庁第二別館</td> <td>松山市</td> <td>機械室・電気室</td> <td>4.1~8.0</td> <td>閉鎖中</td> </tr> <tr> <td>小松高校</td> <td>西条市</td> <td>階段</td> <td>0.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弓削高校</td> <td>上島町</td> <td>階段</td> <td>0.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三島高校</td> <td>四国中央市</td> <td>教室</td> <td>0.23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合教育センター</td> <td>松山市</td> <td>情報研修室</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	施設名称	所在市町	使用箇所	大気環境測定(本)	備 考	ア ス ベ ス ト	三番町ビル	松山市	機械室	1.8		今治地方局	今治市	冷房機械室	12	閉鎖中	愛南土木事務所	愛南町	機械室	0.3未満		ロ ッ ク ウ ー ル	愛媛整肢療護園	松山市	ボイラー室	1.6		健康増進センター	松山市	電気室	0.6		南レクブール	愛南町	機械室	0.3未満		森松団地	松山市	機械室	0.2未満		中須賀団地	松山市	給水塔	0.2未満		教育文化会館	松山市	機械室	0.79		松山聾学校	松山市	機械室	-	閉鎖中	中央病院	松山市	機械室・電気室	0.00~ 0.23		新居浜病院	新居浜市	機械室	1.5		警察本部	松山市	機械室	0.5		西条西警察署	西条市	機械室・電気室	0.8		そ の 他 吹 付	国立公園須の川	愛南町	休憩所	1.0	閉鎖中	本庁第一別館	松山市	地階駐車場	0.5未満		本庁第二別館	松山市	機械室・電気室	4.1~8.0	閉鎖中	小松高校	西条市	階段	0.15		弓削高校	上島町	階段	0.54		三島高校	四国中央市	教室	0.23		総合教育センター	松山市	情報研修室	0.9		<p>総務管理課</p>
	種別	施設名称	所在市町	使用箇所	大気環境測定(本)	備 考																																																																																																														
	ア ス ベ ス ト	三番町ビル	松山市	機械室	1.8																																																																																																															
		今治地方局	今治市	冷房機械室	12	閉鎖中																																																																																																														
		愛南土木事務所	愛南町	機械室	0.3未満																																																																																																															
	ロ ッ ク ウ ー ル	愛媛整肢療護園	松山市	ボイラー室	1.6																																																																																																															
		健康増進センター	松山市	電気室	0.6																																																																																																															
		南レクブール	愛南町	機械室	0.3未満																																																																																																															
		森松団地	松山市	機械室	0.2未満																																																																																																															
		中須賀団地	松山市	給水塔	0.2未満																																																																																																															
		教育文化会館	松山市	機械室	0.79																																																																																																															
		松山聾学校	松山市	機械室	-	閉鎖中																																																																																																														
		中央病院	松山市	機械室・電気室	0.00~ 0.23																																																																																																															
		新居浜病院	新居浜市	機械室	1.5																																																																																																															
		警察本部	松山市	機械室	0.5																																																																																																															
		西条西警察署	西条市	機械室・電気室	0.8																																																																																																															
		そ の 他 吹 付	国立公園須の川	愛南町	休憩所	1.0	閉鎖中																																																																																																													
	本庁第一別館		松山市	地階駐車場	0.5未満																																																																																																															
	本庁第二別館		松山市	機械室・電気室	4.1~8.0	閉鎖中																																																																																																														
	小松高校		西条市	階段	0.15																																																																																																															
	弓削高校		上島町	階段	0.54																																																																																																															
	三島高校		四国中央市	教室	0.23																																																																																																															
	総合教育センター		松山市	情報研修室	0.9																																																																																																															
	<p>国の補助制度を活用しながら、早期に対策が取れるよう予算要求</p>																																																																																																																			

<p>県有施設 (その他)</p>	<p>第7号南予レクリエーション都市公園(旧御荘町松軒山地区)のジャンボスライダー使用中止について</p> <p>平成17年8月26日に標記施設設置業者から、コース材に石綿スレート材を含んだ製品が使われているとの連絡があり、利用者への安全配慮から翌日(27日)より使用中止の措置をとった。</p> <p>その後、飛散状況についての調査方法等を製造メーカーを交え検討を行い、9月28日に想定される最大の利用状況でスライダーを滑走しながらアスベストの大気中濃度を測定した結果、大気汚染防止法の基準である10本/リットル未満の飛散状況であることが確認されたため、10月15日から使用を再開している。</p>	<p>都市整備課</p>
<p>県営住宅 市町営住宅</p>	<p>県営住宅51団地5139戸(昭和27年度以降建設)を管理しており、アスベストの使用状況に関する調査を行った。</p> <p>調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト及び吹付けロックウール(アスベストを含有していない場合がある)使用可能性のある施設9団地13箇所(使用箇所は、すべて機械室、ポンプ室等の通常人の出入りのない施設である。)について、分析調査を実施し、2団地3棟においてアスベストの含有(1~11%)が確認された。引き続き大気環境測定を実施したところ、3棟共0.2本/リットル未満であり、飛散は認めらなかった。使用頻度及び飛散のおそれは低いが、念のため除去措置を18年度予算で対応予定としている。 ・なお、その他吹付け(パーライト)については、吹付け材料の商品名が確定できなかった16団地55箇所について、分析調査を実施し、全箇所アスベストは含有していなかった。 <p>国土交通省からの公営住宅(県営住宅・市町営住宅)についての吹付けアスベストに関する使用状況調査に対し、8月29日付けで四国地方整備局に報告した。(第2回連絡会議報告済)</p> <p>報告対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和30~平成元年度に着工した公営住宅について、使用された吹付けアスベスト及び吹付けロックウール(居住者の使用に供する部分のみ対象) <p>報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし(県、市町とも) 	<p>建築住宅課</p>

市町施設	<p>総務省調査に基づく市町施設の実態調査の結果を平成17年11月29日に公表（県有施設分とあわせて公表）。</p> <p>1 対象施設 市町が所有する建築物のうち平成8年度以前に竣工（改修工事を含む。）した建築物</p> <p>2 対象アスベスト 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール</p> <p>3 調査結果の概要</p> <p>（1）調査対象施設 8,935施設</p> <p>（2）アスベスト未使用施設 8,724施設</p> <p>（3）アスベスト使用施設 109施設 うち 措置済施設 15施設 未処理施設 94施設 処理予定 17年度中：28施設 18年度中：10施設 19年度以降（未定含む）：56施設</p> <p>（4）調査中施設 102施設</p> <p>4 対応 この調査結果を踏まえ、市町に対して文書通知により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト等の使用が確認され、未処理のうち、ばく露のおそれのある施設については、速やかに、除去、封じ込め等必要な措置を講じること。 ・調査中としている施設については、速やかに調査・分析等により確認するなど、必要な措置を講じること。 <p>を要請した。</p> <p>総務省では、未処理施設の対応や調査中施設の状況等について、フォローアップのための調査を行う予定としている。</p>	市町振興課																	
小中学校	<p>文部科学省がアスベスト実態調査を公表(平成17年11月29日) 小中学校510校中453校の結果が判明した。</p> <table border="1" data-bbox="416 1592 1203 1962"> <tr> <td colspan="2">吹き付けアスベストあり</td> <td>12校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>措置済</td> <td>3校</td> </tr> <tr> <td>飛散のおそれなし</td> <td>10校</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内 訳</td> <td>松山市（5校）</td> <td rowspan="4">冬休み中に措置済</td> </tr> <tr> <td>宇和島市（1校）</td> </tr> <tr> <td>大洲市（3校）</td> </tr> <tr> <td>四国中央市（1校）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛散のおそれあり</td> <td>0校</td> </tr> </table> <p>注：1校は措置済、飛散のおそれなしの両分類に該当</p>	吹き付けアスベストあり		12校	内 訳	措置済	3校	飛散のおそれなし	10校	内 訳	松山市（5校）	冬休み中に措置済	宇和島市（1校）	大洲市（3校）	四国中央市（1校）	飛散のおそれあり		0校	義務教育課
吹き付けアスベストあり		12校																	
内 訳	措置済	3校																	
	飛散のおそれなし	10校																	
内 訳	松山市（5校）	冬休み中に措置済																	
	宇和島市（1校）																		
	大洲市（3校）																		
	四国中央市（1校）																		
飛散のおそれあり		0校																	

<p>小中学校 (つづき)</p>	<p>文部科学省調査公表以降に判明したもの</p> <table border="1" data-bbox="416 232 1203 542"> <tr> <td colspan="2">吹き付けアスベストあり</td> <td>6校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>措置済</td> <td>0校</td> </tr> <tr> <td>飛散のおそれなし</td> <td>6校</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>大洲市(3校)</td> <td rowspan="3">1校は冬休み中に除去済</td> </tr> <tr> <td>西条市(2校)</td> </tr> <tr> <td>東温市(1校)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛散のおそれあり</td> <td>0校</td> </tr> </table> <p>文部科学省が平成17年度補正予算でアスベスト対策費310億円を措置することを見込んでおり、5市が事業認定申請を行った。</p>	吹き付けアスベストあり		6校	内 訳	措置済	0校	飛散のおそれなし	6校	内 訳	大洲市(3校)	1校は冬休み中に除去済	西条市(2校)	東温市(1校)	飛散のおそれあり		0校	<p>義務教育課</p>															
吹き付けアスベストあり		6校																															
内 訳	措置済	0校																															
	飛散のおそれなし	6校																															
内 訳	大洲市(3校)	1校は冬休み中に除去済																															
	西条市(2校)																																
	東温市(1校)																																
飛散のおそれあり		0校																															
<p>県立学校</p>	<p>文部科学省の実態調査(平成17年11月29日)において、県立学校70校中15校の結果を報告。</p> <table border="1" data-bbox="416 846 1203 1122"> <tr> <td colspan="2">吹き付けアスベストあり</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>措置済</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>大洲高校(教室)</td> <td>夏休み中に措置済</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛散のおそれなし</td> <td>0校</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛散のおそれあり</td> <td>0校</td> </tr> </table> <p>文部科学省調査公表以降に判明したもの</p> <table border="1" data-bbox="416 1211 1203 1563"> <tr> <td colspan="2">吹き付けアスベストあり</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>措置済</td> <td>0校</td> </tr> <tr> <td>飛散のおそれなし</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内 訳</td> <td>三島高校(教室)</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>小松高校(階段)</td> </tr> <tr> <td>弓削高校(階段)</td> </tr> <tr> <td>松山聾学校(機械室)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛散のおそれあり</td> <td>0校</td> </tr> </table> <p>対 応</p> <p>これを受けて、大気環境分析調査を実施したが、三島、小松、弓削高校は「世界保健機構の基準値以下の極めて小さい数値で、一般大気中の濃度と変わらない」という結果で、安全性は確認できている。</p> <p>松山聾学校の機械室については、以前から施錠して使用しておらず、密閉状態となっているため、安全性は確保できている。</p> <p>今後は、予算措置や国庫補助申請等の準備が整いしだい、除去に取り掛かることにしている。</p>	吹き付けアスベストあり		1校	内 訳	措置済	1校	大洲高校(教室)	夏休み中に措置済	飛散のおそれなし		0校	飛散のおそれあり		0校	吹き付けアスベストあり		4校	内 訳	措置済	0校	飛散のおそれなし	4校	内 訳	三島高校(教室)		小松高校(階段)	弓削高校(階段)	松山聾学校(機械室)	飛散のおそれあり		0校	<p>高校教育課</p>
吹き付けアスベストあり		1校																															
内 訳	措置済	1校																															
	大洲高校(教室)	夏休み中に措置済																															
飛散のおそれなし		0校																															
飛散のおそれあり		0校																															
吹き付けアスベストあり		4校																															
内 訳	措置済	0校																															
	飛散のおそれなし	4校																															
内 訳	三島高校(教室)																																
	小松高校(階段)																																
	弓削高校(階段)																																
	松山聾学校(機械室)																																
飛散のおそれあり		0校																															

<p>公立学校 施設・社 会教育施 設・社会 体育施 設・文化 施設</p>	<p>文部科学省から依頼（17.7.29付け17文科施第154号）を受けて行った市町村教育委員会を含めた学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用についての実態調査結果は、次のとおりである。（平成17年11月29日公表）</p> <p>1 学校施設全体1,081施設中926施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹き付けアスベスト 14施設 ・措置済 4施設 ・飛散のおそれなし 11施設 ・飛散のおそれあり 0施設 <p style="text-align: center;">（調査中：155施設）</p> <p>（注：1施設は措置済、飛散のおそれなしの両分類に該当）</p> <p>2 公立幼稚園施設全体82施設中75施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹き付けアスベスト 該当なし <p style="text-align: center;">（調査中：7施設）</p> <p>3 社会教育施設（公民館等）全体902施設中824施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹き付けアスベスト 5施設 ・措置済 0施設 ・飛散のおそれなし 5施設 ・飛散のおそれあり 0施設 <p style="text-align: center;">（調査中：78施設）</p> <p>4 社会体育施設（体育館等）全体532施設中512施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹き付けアスベスト 1施設 ・措置済 1施設 ・飛散のおそれなし 0施設 ・飛散のおそれあり 0施設 <p style="text-align: center;">（調査中：20施設）</p> <p>5 文化施設（文化会館等）全体64施設中46施設のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹き付けアスベスト 1施設 ・措置済 0施設 ・飛散のおそれなし 1施設 ・飛散のおそれあり 0施設 <p style="text-align: center;">（調査中：18施設）</p> <p>なお、同省から当該調査の継続調査依頼（17.12.26付け17文科施第321号）があり、県教育委員会では市町教育委員会等にも調査を依頼し、2月14日までに集計結果を文部科学省に回答することとしている。</p>	<p>教育総務課</p>
--	---	--------------

<p>社会福祉施設</p>	<p>「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について（平成17年8月1日付け厚生労働省通知）」に基づき、10月31日現在の実態について調査を実施した。</p> <p>1 調査対象</p> <p>(1) 施設 県内（松山市を除く。）の社会福祉施設1,570施設のうち、平成8年度以前に竣工した建築物（986施設）</p> <p>(2) 製品 吹付けアスベスト、折板裏打ちアスベスト断熱材</p> <p>2 調査結果 調査対象施設986施設のうち、982施設から回答あり。（4施設は分析調査中）</p> <p>(1) アスベストなし 9 3 8 施設</p> <p>(2) アスベストあり 4 4 施設</p> <p> 措置済 1 1 施設</p> <p> ばく露のおそれなし 3 1 施設</p> <p> ばく露のおそれあり 3 施設（ ）</p> <p> 現在は、全施設とも除去等の措置を完了している。</p> <p>（注） ～ は、1施設で重複する場合もそれぞれの区分に計上しているため、必ずしも合計が「アスベストあり」の施設数と一致しない。</p> <p>3 対応</p> <p>「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（平成17年11月29日付け厚生労働省通知）」に基づき、アスベスト等がある室等を保有する施設に対して、必要に応じ適正処理を指導している。その結果、ばく露のおそれがあるとの回答のあった3施設は、「封じ込め」や「囲い込み」、「除去」等の改善がなされた。</p> <p> 国庫補助制度（社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金）を活用し、アスベスト除去工事を予定している保育所（1施設）に対して、補助金の交付を検討している。</p>	<p>保健福祉課</p>
---------------	--	--------------

<p>病院及び診療所等</p>	<p>平成17年8月1日付け厚生労働省通知「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」に対し、10月31日に報告を行った。</p> <p>調査対象となる県内141病院すべてから回答があり、概要は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>吹き付けアスベスト等のある病院</td> <td>42 (29.8%)</td> </tr> <tr> <td>のうち、措置済状態にある病院</td> <td>32 (22.7%)</td> </tr> <tr> <td>のうち、措置済状態にはないが石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない病院</td> <td>15 (10.6%)</td> </tr> <tr> <td>のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する病院</td> <td>0 (- %)</td> </tr> </table> <p>県が独自に調査した診療所及び助産所については、県内1,823診療所等のうち、1,024診療所から回答があり(回答率56.2%)、概要は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>吹き付けアスベスト等のある診療所等</td> <td>52 (5.1%)</td> </tr> <tr> <td>のうち、措置済状態にある診療所等</td> <td>45 (4.4%)</td> </tr> <tr> <td>のうち、措置済状態にはないが石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない診療所等</td> <td>10 (1.0%)</td> </tr> <tr> <td>のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する診療所等</td> <td>0 (- %)</td> </tr> </table> <p>アスベスト除去を行った1病院に対し、国庫補助金制度（アスベスト除去等整備事業）を活用し、補助金を交付する予定。</p>	吹き付けアスベスト等のある病院	42 (29.8%)	のうち、措置済状態にある病院	32 (22.7%)	のうち、措置済状態にはないが石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない病院	15 (10.6%)	のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する病院	0 (- %)	吹き付けアスベスト等のある診療所等	52 (5.1%)	のうち、措置済状態にある診療所等	45 (4.4%)	のうち、措置済状態にはないが石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない診療所等	10 (1.0%)	のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する診療所等	0 (- %)	<p>医療対策室</p>
吹き付けアスベスト等のある病院	42 (29.8%)																	
のうち、措置済状態にある病院	32 (22.7%)																	
のうち、措置済状態にはないが石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない病院	15 (10.6%)																	
のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する病院	0 (- %)																	
吹き付けアスベスト等のある診療所等	52 (5.1%)																	
のうち、措置済状態にある診療所等	45 (4.4%)																	
のうち、措置済状態にはないが石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない診療所等	10 (1.0%)																	
のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する診療所等	0 (- %)																	
<p>公共職業能力開発施設等</p>	<p>厚生労働省から公共職業能力開発施設等（15施設）における吹付けアスベスト等の使用の有無について実態調査を行い、10月31日までに提出するよう依頼（17.8.1付け能開第0801001号、雇児発第0801002号）があった。これを受け、労政雇用課で調査した結果、アスベスト等が使用されている施設はなかったので、その旨を厚生労働省に回答した。</p> <p>17.9.21 中間報告（公共能開施設2施設で使用の疑いあり） 17.10.28最終報告（上記2施設は成分分析中） 17.11.18分析結果報告（上記2施設について未使用が判明）</p>	<p>労政雇用課</p>																

<p>農業農村 施設</p>	<p>農林水産省農村振興局から農業農村整備事業等における石綿使用について実態調査を行い、8月12日までに提出するよう依頼(17.7.21付け事務連絡)があった。これを受け、農地整備課では各市町及び関係農業団体に調査を依頼したところ、劣化によるアスベストの飛散や剥離等の恐れがある施設はなかった。また、8月26日付けで農林水産省農村振興局から第2回の報告依頼があった。</p> <p>9月16日付けで回答済。報告時に分析中で、現在分析結果がでている施設も含め、石綿含有吹付材を使用している施設は5件あり。劣化によるアスベストの飛散や剥離等の恐れがある施設はなかった。</p>	<p>農地整備課</p>
<p>畜産公共 施設</p>	<p>中国四国農政局から畜産公共事業で整備した施設のアスベスト使用実態調査について依頼(17.8.9付け事務連絡)があった。これを受け、関係市町に調査を依頼したところ、アスベストの飛散や剥離等の恐れがある施設はなかった。</p>	<p>畜産課</p>
<p>農林水産 省関係の 教育機 関、公設 卸売市場 等</p>	<p>中国四国農政局から農林水産関係の主な公共建築物等における吹付けアスベスト等使用実態調査について、10月7日までに報告するよう依頼(中国四国農政局長名17.8.23付け)があった。</p> <p>10月7日に回答済。公設卸売市場については、アスベスト使用なし、あるいは、既に除去済。農業大学校については、アスベスト使用なし。</p>	<p>農政課</p>
<p>穀物乾燥 調製(貯 蔵)施設</p>	<p>中国四国農政局から穀物乾燥調製(貯蔵)施設におけるアスベスト使用実態調査について依頼(中国四国農政局生産経営流通部長名18.1.11付け)があった。これを受け、現在、全農愛媛県本部等関係機関と連携のうえ調査中である。</p>	<p>農産園芸課</p>
<p>環境大気 測定局舎</p>	<p>平成17年10月17日付けで、環境省から、大気汚染常時監視のための環境大気測定局舎における吹き付けアスベスト等の使用状況について調査依頼があり、調査した結果、対象14施設すべてにおいて「該当なし」として、同11月1日に報告した。</p> <p>(平成17年11月29日に環境省が公表済)</p>	<p>環境政策課</p>
<p>自然公園 等</p>	<p>平成17年8月12日付けで、環境省から、自然公園等施設(休憩所、展望施設、公衆トイレ等)における吹き付けアスベスト及び吹き付けロックウールの使用状況について調査依頼があり、調査した結果、県内の対象260施設すべてにおいて「該当なし」として、平成17年10月4日に報告した。</p> <p>(平成17年11月29日に環境省が公表済)</p>	<p>自然保護課</p>

警察施設	<p>アスベスト・ロックウール及びその他の吹付けについて、該当施設の含有・分析調査を実施</p> <p>その結果、県有施設については、2箇所（機械室）でアスベストの使用を確認</p> <p>アスベストの使用（基準値未満）が確認された国有施設の警察学校けん銃射撃場については、今年度中に国費予算で除去工事を実施する。</p> <p>その他の吹付けで含有が確認された国有施設の機動隊庁舎については、大気環境測定の結果、基準値未満であった。</p>	警察本部会計課
私立学校	<p>平成17年7月29日付けで文部科学省から依頼のあった学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態について調査した。その結果、17校で使用していたが、全て封じ込み又は囲い込みの措置済みであった。この時点で調査中であったものが4校あり、そのうち1校のみ使用が確認されたが、これも措置済みであった。（詳細：別紙のとおり）また、17年12月26日付けで、文部科学省から改めて使用実態調査の依頼がきているので、この内容を2月14日までに報告することとしている。</p> <p>17年11月29日付けで文部科学省から措置済み状態にあるものについても適切な点検や維持管理に努めること、児童や保護者へのきめ細やかな説明を行うこと、関係書類の保存、管理を徹底すること等の留意事項が示されたので、関係団体の会合において、また文書通知により、全ての学校に対する周知に努めたい。</p>	私学文書課
最終処分場等	<p>廃アスベストの収集運搬及び最終処分の実態調査を平成17年8月～9月に実施した。</p> <p>廃アスベストの収集運搬及び最終処分の許可を取得している産業廃棄物処理業者の事業所に立ち入り、処理実態を聴取することで、適正処理が確保されていることを確認した。</p> <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄部対策課及び産業廃棄物課から、9月7日付けで「廃棄物処理施設等におけるアスベストの使用状況調査について」の依頼あり。これを受け9月14日付けで各市町（一部事務組合）に照会し、とりまとめ結果を11月17日付けで環境省に報告。</p> <p>調査対象施設 地方公共団体が設置する廃棄物処理施設 90施設 （休廃止された施設で解体撤去されていない施設を含む）</p> <p>調査対象製品 石綿含有吹付け材 5製品、その他石綿含有製品 20製品</p> <p>調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付け材 : 使用 4(うち除去済み 2)、不明 3 ・その他製品(建築物) : 使用 23、不明 21 ・その他製品(工作物) : 使用 23(うち除去済み1)、不明 21 	廃棄物対策課

民間大規模建築物

建築住宅課

国土交通省からの依頼で、県と特定行政庁（松山市、今治市、新居浜市）が8月から10月に大規模民間建築物のアスベストの使用実態調査を実施した。
 その後も、未回答であったもの及びアスベスト使用の疑いがあるが飛散防止未対応であったものについての再調査や飛散防止処理の注意喚起を行っている。

(単位:棟)

調査を依頼した建築物	3855
回答のあった建築物	3143
露出してアスベスト等が吹き付けられている恐れのある建築物の数	175
指導により飛散防止対応済の建築物の数	31
指導により飛散防止対応予定の建築物の数	34
飛散防止対応を指導中の建築物の数	110

H17.12.1現在

民間大規模建築物に係るアスベスト使用実態調査の概要

【一次調査の概要】

・対象建築物	昭和31年から昭和55年に施工された民間建築物（病院・社会福祉施設・私立学校は別途調査を実施のため除外）のうち、屋内又は屋外に露出して吹付けがされている1000㎡以上の建築物
・対象建築材料	吹付けアスベスト(昭和50年まで)及びアスベストが含有された吹き付けロックウール(乾式工法)(昭和55年まで)
・調査方法	郵送によるアンケート方式
・国への報告期限	9月15日（・調査期間 8月～9月初旬）

【二次調査の概要】

・対象建築物	昭和56年から平成元年に施工された民間建築物（病院・社会福祉施設・私立学校除外）のうち、屋内又は屋外に露出して吹き付けロックウールの吹き付け(湿式工法)がされている1000㎡以上の建築物
・対象建築材料	アスベスト含有の吹き付けロックウール(湿式工法)
・調査方法	郵送によるアンケート方式
・国への報告期限	10月14日（・調査期間 9月～10月初旬）

【注意喚起内容】

・飛散防止処理の代表的方法を紹介	
除却処理	アスベストを除却し、他の非アスベスト建材に代替する方法
封じ込め処理	アスベストに固化剤を吹き付け・浸透させ発塵を防止する方法
囲い込み処理	アスベストが施行されている部分を非アスベスト建材で覆うことにより飛散を防止する方法
・分析、処理業者を紹介	
・関係法令の遵守のお願いと所管機関の紹介	

工業用水事業の導配水管	四国経済産業局長から、工業用水事業の導配水管への石綿使用状況について問合せがあり、調査した結果「該当なし」として平成17年7月28日報告。	公営企業管理局総務課
-------------	---	------------

松山市	<p>【第2回連絡会議以降の取組み】</p> <p>アスベスト含有の疑いのある127施設について、成分分析を実施したところ、北条南中学校 南第二中学校 由良小学校釣島分校 勝山中学校 椿中学校 市之井手浄水場 湯山福祉センター 旧婦人会館（閉鎖施設）の8施設で検出（平成17年11月2日公表）。空気環境測定結果はすべて問題なし（平成17年9月12日公表）。</p> <p>【今後の対応予定】</p> <p>～ の小中学校・市之井手浄水場のホール天井及び 湯山福祉センターは今年度末までに除去実施。</p> <p>市之井手浄水場のポンプ室及び 旧婦人会館（閉鎖施設）は来年度除去実施する予定。</p>
-----	---

その他アスベストに関する取組みと今後の対応予定
(国の総合対策に係るものを含む。)

関係課名	内 容
環境政策課	<p>[第 2 回連絡会議以降の取組み]</p> <p>建築物解体時等に行うべき届出や措置の徹底を図るため、愛媛労働局、土木管理課技術企画室及び廃棄物対策課と共同して、平成17年10月6日、同13日、同20日に、県内3か所（松山市、新居浜市、西予市）において、工事業者、各種施設管理者及び一般県民等を対象とした「アスベスト対策説明会」を開催し、延べ482名の参加を得た。</p> <p>平成17年8月～12月に、総務管理課が実施した県有施設の使用実態調査の結果、使用の可能性が認められた施設のうち、県民利用のある緊急性の高い12箇所の室内大気環境調査を、衛生環境研究所が実施した。</p> <p>平成17年4月1日～12月末までに、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出が県内（松山市を除く）で合計19件あり、7月以降に届出のあった18件については、所管保健所が立入調査を行い、適切な対応がなされていることを確認した。なお、立入調査にあたっては、労働基準監督署と連携し、必要に応じて合同で実施した。また、平成18年1月には、大気汚染防止法届出要件以下の小規模解体工事（建設リサイクル法届出案件）について、土木管理課技術企画室から情報提供を受け、労働基準監督署及び所轄特定行政庁（今治市）とともに合同で現地調査を行い、適切な対応がなされていることを確認した。</p> <p>上記立入調査に合わせて、平成17年9月に、衛生環境研究所が届出のあった作業現場（東温市）の周辺大気環境調査を実施し、飛散のないことを確認した。また、宇和島市において、一般大気環境調査を実施した。</p> <p>大気環境への飛散防止措置の対象となる解体等作業の規模要件の撤廃等を行うため、平成17年12月21日に大気汚染防止法施行令及び同施行規則が改正され、18年3月1日から施行されることとなり、同1月11日付で、環境省から、施行に関する通知があった。これを受けて、建設業関係団体、愛媛労働局、各市町及び各保健所等へ改正内容の周知と適切な対応等を通知・要請した。</p>

<p>環境政策課 (つづき)</p>	<p>【今後の対応予定】 大気汚染防止法施行令等の改正を踏まえ、建築物解体等における適切な対応を一層徹底するため、18年4月～5月を目途に、愛媛労働局、土木管理課技術企画室及び廃棄物対策課と共同して、工事業者、各種施設管理者や一般県民を対象とした「アスベスト対策説明会」の開催を検討。</p> <p>建築物の適切な管理や今後増大が想定される解体工事等における適切な対応を推進するため、施設管理者や工事業者等を対象に、必要な関連情報を網羅的にとりまとめた「アスベスト対策マニュアル」の作成・配布を検討。</p> <p>県民の健康被害の防止と不安感の解消を図るため、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出があった解体等工事現場については、引き続き、労働基準監督署及び建設リサイクル法所管部局等と連携のうえ、各保健所が立入調査を行い、措置の確認・指導を行うとともに、必要に応じて衛生環境研究所が周辺環境調査を実施する予定。</p>
<p>廃棄物対策課</p>	<p>【第2回連絡会議以降の取組み】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課から、9月13日付けで「アスベスト含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」の市町等への周知依頼あり。これを受け、9月16日付けで各市町（一部事務組合）に周知。</p> <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び産業廃棄物課から、11月29日付けで「廃棄物処理施設等における吹付けアスベストの使用状況調査結果と今後の対策について」の市町等への周知依頼あり。これを受け、12月1日付けで該当市町に周知。</p> <p>【今後の対応予定】 廃アスベストを取扱う排出事業者及び処理業者等、また、廃アスベストが混入するおそれのある建設廃棄物等の産業廃棄物を取扱う関係者に対し、必要に応じて立入検査を実施する等により、当該廃棄物の適正処理が確保されるよう指導していくこととしている。</p>
<p>保健福祉課</p>	<p>【第2回連絡会議以降の取組み】 「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）を含有する調理機器等の取り扱いについて（平成17年12月12日付け厚生労働省通知）」に基づき、社会福祉施設等設置者に対し、調理機器でアスベスト含有材料使用機器を周知し、アスベストを含有しない調理機器への代替を文書指導した（12月28日付け部長通知）。</p>

<p>技術企画室</p>	<p>[第 2 回連絡会議以降の取組み]</p> <p>県民環境部が主催したアスベスト対策説明会（10月6日、13日、20日）において、建設リサイクル法について説明した。（法の概要及びアスベストが使用されている建築物の解体工事等に係る法手続きにおける留意事項等について説明）</p> <p>石綿関係法令や相談窓口等を紹介したリーフレットを作成し、建設リサイクル法に係る届出等の受付時やパトロール時に配布。</p> <p>建設リサイクル法の通知工事（今治市施工）であるアスベスト使用の建築物の解体工事について、環境政策課に情報提供を行うとともに、平成18年1月には、当工事の通知受理機関である今治市が、労働基準監督署と今治保健所とともに合同で現地調査を行った。</p>
<p>建築住宅課</p>	<p>[第 2 回連絡会議以降の取組み]</p> <p>国土交通省の対応</p> <p>1 社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会の建議 「建築物における今後のアスベスト対策」（平成17年12月）</p> <p>建築基準法による規制等</p> <p>飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改築時における除去等の義務づけ ・アスベスト繊維の飛散防止対策についての勧告・命令 ・報告聴取・立入調査の実施 ・定期報告制度による閲覧の実施 <p>解体時等における飛散防止</p> <p>（解体時）関係法令遵守の徹底</p> <p>（地震発生時）応急危険度判定におけるアスベストの飛散危険性の判定</p> <p>調査・研究・技術開発等</p> <p>調査研究、技術開発の推進</p> <p>室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の検討</p> <p>環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等の整備 住宅性能表示制度における表示制度の整備 相談体制の整備、専門家・事業者の育成、普及啓発、情報提供 調査マニュアルの作成、調査員の研修 詳細な実態調査 <p>2 アスベストの除去等に対する支援措置の新設</p> <p>アスベスト改修型事業の新設（優良建築物等整備事業の拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する民間建築物、公共施設等

<p>建築住宅課 営繕室</p>	<p>【第2回連絡会議以降の取組み】 総務管理課等から施設管理主管課が行う石綿(アスベスト)除去工事発注に関する技術協力依頼を受け、工事仕様書、工事単価等の作成作業を行っている。</p> <p>【今後の対応予定】 石綿(アスベスト)除去工事の仕様書、工事単価等を提供し施設管理主管課に技術支援を行う。</p>
----------------------	--

<p>松山市</p>	<p>【第2回連絡会議以降の取組み】 松山労働基準監督署と合同で、アスベスト除去等現場の立入調査を実施し、作業基準等の遵守状況を確認。 大気汚染防止法施行令等改正(H18.3.1施行)の概要をHPに掲載するとともに、下記の約380の関係事業所に周知を行った。 (社)愛媛県建設業協会松山支部に周知依頼(135事業所) 愛媛県への解体工事登録業者(5事業所) 建設リサイクル法に基づく届出実績のある事業者(240事業所) 廃アスベストの収集運搬業者、処分業者及び排出事業者への立入調査実施し、廃棄物の適正処理を確認。</p> <p>【今後の対応予定】 必要に応じ、アスベスト除去現場等立入調査を実施する予定。</p>
------------	--

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出状況
 (平成9年4月1日～17年12月28日)

(単位：件)

年度	種別	愛媛県		松山市	
9	解体	0	0	0	0
	改造・補修	0		0	
10	解体	0	0	0	0
	改造・補修	0		0	
11	解体	3	6	2	2
	改造・補修	3		0	
12	解体	1	2	0	0
	改造・補修	1		0	
13	解体	0	1	2	6
	改造・補修	1		4	
14	解体	2	2	2	6
	改造・補修	0		4	
15	解体	3	3	0	1
	改造・補修	0		1	
16	解体	2	2	3	4
	改造・補修	0		1	
17	解体	1	19	3	15
	改造・補修	18		12	
合計	解体	12	35	12	34
	改造・補修	23		22	

(注) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん等排出作業に係る届出は、一定要件(500㎡以上の特定耐火建築物等で吹き付け石綿の使用面積が50㎡以上)に該当する建築物の解体又は改造・補修について、平成9年度から義務化されている。

関係機関への相談・問合せ状況(累計)

(平成17年8月5日～平成17年12月31日受付分)

部局名	課(室)名	相談等件数(実)	一般	健康	環境汚染	廃棄物	県有施設	県営住宅	民間建築物	建設リサイクル法	県病院	立院	立校	立校	立校	立校	労働安全衛生	その他	
総務部	総務管理課	0																	
	私学文書課	0																	
	市町振興課	0																	
企画情報部	企画調整課	0																	
県民環境部	県民生活課	11	2						8									1	
	環境政策課	30	11	1	1				9								1	24	
	廃棄物対策課	7				7													
保健福祉部	保健福祉課	4		4					1										
	健康増進課	2	1	2					1										
	西条保健所	健康増進課	18		11					2								1	5
		環境保全課	3			1	1			1									1
	四国中央保健所	企画課	7		2					3									1
		衛生環境課	2				1												1
	今治保健所	健康増進課	28	1	24					1									9
		環境保全課	3	1		2													1
	松山保健所	健康増進課	17	1	12					5									1
		環境保全課	0																1
	八幡浜保健所	健康増進課	11		11														4
		環境保全課	12	1	1	1	1			7									2
	宇和島保健所	健康増進課	7	2	3	2													1
		環境保全課	9	1	2		1			7									2
	経済労働部	産業政策課	12							10									1
労政雇用課		0																1	
農林水産部	農政課	0																	
土木部	土木管理課	0																	
	土木管理課技術企画室	2								2									
	建築住宅課	32							32									15	
	建築住宅課営繕室	0																	
	西条地方局建設部	建築指導課	10					1	9										
	四国中央土木事務所	事業管理課	3						3										
	今治地方局建設部	管理課	26					5	21										
	松山地方局建設部	建築指導課	67					39	28										
	八幡浜地方局建設部	建築指導課	12						12										
	大洲土木事務所	事業管理課	1							1									
	西予土木事務所	事業管理課	1							1									
	宇和島地方局建設部	建築指導課	6					2	4										
	西条地方局建設部	管理課	0																
	松山地方局建設部	管理課	0																
	久万高原土木事務所	用地管理課	0																
	八幡浜地方局建設部	管理課	0																
	宇和島地方局建設部	管理課	0																
	愛南土木事務所	用地管理課	0																
	松山市役所都市整備部	建築指導課	0																
	新居浜市役所建設部	建築課	0																
	今治市役所都市整備部	建築指導課	0																
	宇和島市役所建設部	建築住宅課	0																
	公営企業管理局	総務課	0																
県立病院課		1									1								
教育委員会	教育総務課	0																	
	義務教育課	2											2						
	高校教育課	0																	
警察本部	会計課	0																	
合計		346	21	73	7	11	0	47	165	3	1	2	0	19	55				

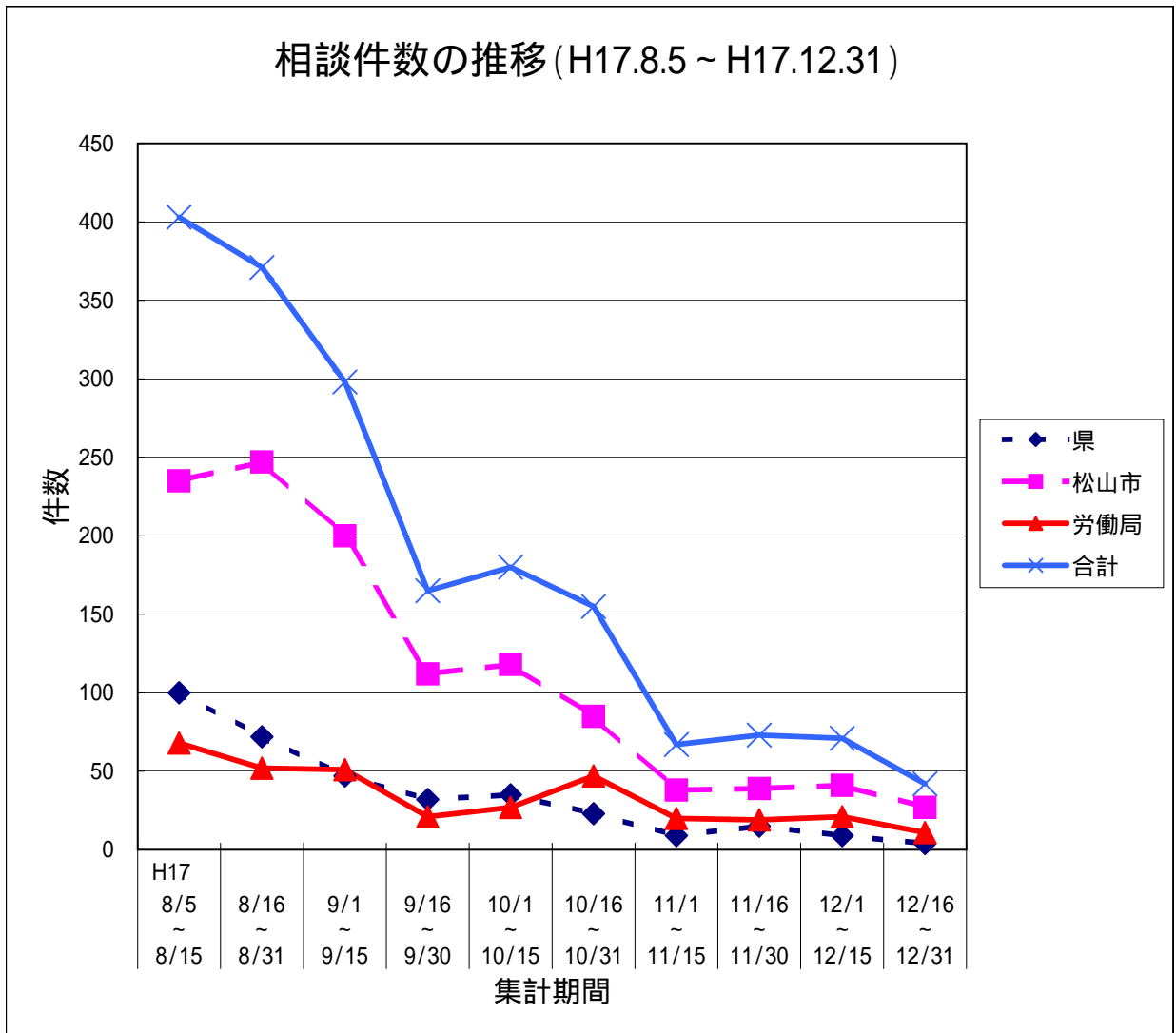
関係機関への相談・問合せ件数の推移

(平成17年8月5日～平成17年12月31日)

(単位:件)

機関名	8/5 ～ 8/15	8/16 ～ 8/31	9/1 ～ 9/15	9/16 ～ 9/30	10/1 ～ 10/15	10/16 ～ 10/31	11/1 ～ 11/15	11/16 ～ 11/30	12/1 ～ 12/15	12/16 ～ 12/31	累 計
県	100	72	47	32	35	23	9	15	9	4	346
松山市	235	247	200	112	118	85	38	39	41	27	1,142
労働局	68	52	51	21	27	47	20	19	21	11	337
合計	403	371	298	165	180	155	67	73	71	42	1,825

(注) 相談窓口設置前の件数(県:30件、松山市:68件)を除く



関係機関への主な相談・問合せ内容（H17.8.5～H17.12.31）

一般に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・蚊取り線香の燃焼皿に使用しているマットにアスベストが使用されていないか心配だ。 ・アスベストは建材としていつ頃から使用され始めたのか。 ・魚を焼く金網に石綿が使われていると聞いたが、大丈夫か。 ・アスベストは何か。目に見えるものか。ガラス繊維はアスベストとは違うのか。 ・購入したスカートの糸を解いたら白い粉が落ちてきたが、アスベストではないかと心配である。
健康に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・保健所ではアスベストの健診をしているか。 ・健康診断を受けたいが専門の指定病院があったら教えてほしい。 ・悪性中皮腫とはどういう病気か。 ・アスベストによる症状、病気、潜伏期間等について教えてほしい。 ・尼崎の保健所では無料で健康診断をしてくれると聞いたが、窓口を教えてほしい。 ・じん肺のように、アスベストのための特殊な検診項目があるのか。 ・吹付けアスベスト付近の清掃を過去に2年間（週1回）実施したが、健康面が気になるので対応について助言してほしい。 ・アスベストとの因果関係がはっきりした場合、一般の人を救済する法律はあるのか。 ・賃貸マンション（築20年）を経営しており、建材中の石綿含有量が4.6%と思われるが、入所者の健康診断をどうすればよいか。 ・地元で受診できる病院はないのか。また、金銭的な救済措置はないのか。 ・3年間アスベストが使用されていた建物に通っていたので、健康について心配である。
環境汚染に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に定める特定粉じんの除去工事に伴う届出について教えてほしい。 ・駐車場でアスベスト使用が判明し、早急に対策を取りたいが、直ちにすべき届出等があるのか。
廃棄物に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有建材（波形スレート等）の処分方法について教えてほしい。 ・小中学校の理科の実験で使用していた石綿金網の処理はどうすればよいか。 ・波型スレートを廃棄する際の注意点を教えてほしい。 ・アスベストを接着させたパッキンの在庫を廃棄処分したいが、どうすればよいか。
県営住宅に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・（入居者から）アスベスト含有建材の有無について教えてほしい。 ・県営住宅の建築材料について、アスベスト分析の経過を教えてほしい。
民間建築物に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・マンション等の駐車場にアスベストが吹き付けられているか知りたい。 ・アスベストの撤去業者はどのような業者があるのか。 ・目視によるアスベストの確認方法を知りたい。 ・固化されたアスベスト含有建材の安全性について知りたい。 ・約20年前に断熱材シートを自宅天井裏に敷いたが、どのように対応したらよいか。 ・スレート瓦に含有されるアスベストは、いつ頃から規制されているのか。 ・アスベスト含有が判明した場合の対応は、具体的にはどうしたらよいか。 ・Pタイルにアスベストが含まれていると聞いたが、磁器タイルには含まれていないか。 ・囲い込み工事の具体的な施工方法を教えてほしい。 ・自宅のアスベストが含まれているかもしれない瓦を撤去したいが、県の補助はあるのか。 ・アスベストは誰が除去する必要があるのか、国の補助等はあるのか。
建設リサイクル法に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・近所で建物の解体工事を行っているが、石綿が含まれていないか心配である。 ・アスベストを使用した建物の改修工事をする場合、どこにどのような手続きが必要か。
労働安全衛生に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・労災の申請について教えてほしい。 ・健康管理手帳について教えてほしい。 ・過去に、じん肺があるといわれているが、労災認定のためにはどうすればよいのか。 ・退職者への健康診断を実施したいと考えており、健康診断の実施機関等を教えてほしい。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・建材中のアスベスト含有量を検査できる県内の業者を教えてほしい。 ・小中学校のアスベスト対策について、県はどのような指導を行っているのか。 ・市の施設にアスベストが使われているようだが、相談できる場所はないか。 ・アスベスト除去等工事を行うにあたって、資格等は必要か。

